

「伊勢崎佐波地域退院調整ルール」のQ&A

《他の地域のルールとの連携・調整》

問1 伊勢崎佐波地域外の方が、伊勢崎佐波地域の病院に入院された場合、伊勢崎佐波地域のルールに従って、退院調整をすることで良いでしょうか？

(答) 伊勢崎佐波地域の退院調整ルールを基本にして、病院とケアマネジャー間で相談のうえ、対応をお願いします。

問2 伊勢崎佐波地域の住民の方が、地域外に入院した場合、退院調整ルールはどのようになりますか？

(答) 伊勢崎佐波地域外の病院とケアマネジャー間で相談のうえ、対応をお願いします。

《入院時情報共有シート》

問3 短期間に入退院を繰り返す場合や転院する場合も、ケアマネジャーは必ず入院時情報共有シートを提出しなければなりませんか？

(答) 入院時情報共有シートの提出については、それぞれのケースにおいて、関係者間で協議し、対応を決めてください。

問4 様式1から国の標準様式に入院時情報共有シートが変わりましたが、ルールは変わりますか？

(答) あくまでも様式1が国の標準様式に変更されただけです。基本的なルールの内容に変更はありません。ルール中の『入院時情報共有シート』を『入院時情報提供書(国様式)』と読み替えて利用してください。また、『退院前情報共有シート』も同様です。

《退院時連絡》

問5 病院担当者は、患者の退院の見込を、必ず退院予定日の1週間前までに担当ケアマネジャーに連絡しなければなりませんか？

(答) 1週間前までに担当ケアマネジャーに連絡できない場合があることも想定されますので、1週間は「目安」と考えてください(その点を踏まえ、当地域の基準は「おおむね1週間前」としています)。1週間前までに連絡できない場合にも、退院前できるだけ早く担当ケアマネジャーに連絡をお願いします。

なお、「入院前にケアマネがない患者の場合」も同様です。

問6 病院担当者は、退院予定日の連絡を、家族で対応できるケースは、家族から担当ケアマネジャーにしてもらえば良いでしょうか？

(答) 家族から担当ケアマネジャーに連絡がされておらず、担当ケアマネジャーが退院予定日を把握できない場合がありますので、退院調整をスムーズに開始するため、病院担当者から担当ケアマネジャーに連絡をお願いします。

《居宅介護支援事業所の選定》

問7 病院担当者は、ケアマネジャーの選定支援をどのようにしたらよいでしょうか？

(答) ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）の選定の支援は、患者又は家族の希望などを確認しながら、居宅介護支援事業所の連絡先一覧を活用して支援してください。

《退院時情報共有シート》

問8 病院は、退院前情報共有シートの全ての項目について記載して、担当ケアマネジャーに提供しなくてはならないでしょうか？

(答) 退院前情報共有シートは、全ての項目を埋めることが目的ではありません。シートは、ケアプラン作成等に必要な情報収集を目的としたものです。

病院担当者は、患者の状態に応じて、可能な範囲でシートに記入し、ケアマネジャーに提供してください。情報が不足する場合は、面談時に病院担当者から聞き取りながら、担当ケアマネジャーが記入します。

また、入院時情報共有シートの記載内容と変更がない項目は、記入を省略することも可能とします。

問9 様式2から国の標準様式に退院前情報共有シートが変わりましたが、ルールは変わりますか？

(答) あくまでも様式2が国の標準様式に変更されただけですので、基本的なルールの内容に変更はありません。ルール中の『退院前情報共有シート』を『退院・退所情報記録書（国様式）』と読み替えて利用してください。また、『入院時情報共有シート』も同様です。

《退院時サマリー》

問10 病院は、退院前情報共有シートを提供すれば、退院時にサマリーを提供しなくてもよいでしょうか？

(答) 退院前情報共有シートは、退院調整の際に、ケアプランを作成するために必要なものです。

退院時サマリーは、退院時の患者（利用者）の服薬や通院予定、排泄等、ケアの継続のために必要です。

なお、検査入院や短期の入院などの場合は、退院時情報共有シートや退院時サマリリーの必要性について、ケアマネジャーと相談してください。

《ケアプランの提供》

問11 ケアマネジャーは、退院後、病院にケアプランを提供する必要がありますか？

(答) 病院が、介護支援連携指導料を算定する際に必要となりますので、ケアマネジャーは、病院から求められた場合は、ケアプランを病院に提供してください。

《個人情報の取扱》

問 12 患者（利用者）の個人情報を取り扱う場合、注意する点は？

（答）医療・介護の連携のためには、関係者間の情報共有が不可欠ですが、個人情報の取扱いには細心の注意が必要です。個人情報の取扱いについては、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が示されていますので、参考にしてください。

例えば、医療介護の連携で必要な情報提供について、病院は、院内掲示板等で「当院では、適切な医療・介護サービスのために、患者の個人情報をその患者が関係する医療・介護関係者に提供します。異論がある場合は申し出てください。」という旨の文書を掲示し、利用目的の周知を図ってください。居宅介護支援事業所等は、利用者との契約時に、個人情報の使用について包括同意を得るなど、適切な取扱いを行ってください。

（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>